

児童手当現況届の提出をお願いします

現在、児童手当を受給している方は、児童手当の「現況届」の提出が必要です。

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのもので、毎年6月に提出しなければなりません。

「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなってしまいますので、忘れずに手続きをしてください。

提出の必要な方には、今年の「現況届」申請書を、6月初旬までに郵送します。6月中の提出を忘れずにお願いします。

▼児童手当の目的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に手当を支給することで家庭などにおける生活の安定に寄与とともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

所得限度額については下記の表をご覧ください。

▼支給対象者

中学校修了前（中学3年生）までの子どもを養育している方

▼支給額（平成25年度月額）

・0歳～3歳未満

1万5000円（一律）

・3歳～小学校修了前 1万円
(第3子以降は1万5000円)

※第何子かは、今年度に18歳以下である子どもで判断します。

・中学生 1万円（一律）

▼支給時期

児童手当などは原則として、年3回で、前月分までの手当を支給します。

・6月（2月～5月分）

・10月（6月～9月分）

・2月（10月～1月分）

▼所得制限の導入

平成24年6月手当分より所得制限が導入されています。受給者の所得が所得限度額を超えた場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として、支給対象の児童一人につき月額5千円が支給されます。

寄附について

児童手当などの全部または一部を、黒潮町の子育て支援の事業に活かすために寄附することができます。

寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場窓口に申し出をしてください。

出生や転入などの場合は手続きが必要です

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、

【扶養親族の数と所得限度額】

扶養親族	所得限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

児童手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口（公務員の方は勤務先）での申請手続きが必要です。手続きは、出生日・転出予定日の翌日から数えて、原則15日以内に行ってください。

手続きが行われなかつた場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。

また、受給者が公務員になつた場合も手続きが必要です。

※必要書類については、窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 431-2800（直通）

佐賀支所地域住民課
総合窓口第2係

☎ 551-3701（直通）

